

市民税・県民税の減免制度

東北地方太平洋沖地震により住宅または家財に著しい被害を受けた納税者で、納税困難の理由により減免申請書を提出した場合、市民税・県民税を減免する制度があります。

●減免の基準

次のすべてに該当すること

- ①市税務課発行の「り災証明」内容が全壊、大規模損壊または半壊のいずれかの判定を受けていること。
- ②納税者又は同居する控除対象配偶者又は扶養親族が所有する住宅等であること。
- ③前年中の合計所得金額が400万円以下であること。

※損害保険で災害を受けたことにより保険金等が支払われた場合、損害額は損害額から保険金額を除いた金額となります。

※一部損壊の方、もしくは居住以外の家屋及び家財の被害の方は減免の対象となりません。

※「り災証明」の判定を受け、生活に通常必要な資産に被害を受け損失額が生じた場合は、判定内容にかかわらず所得税及び市民税・県民税（市県民税申告の方は市県民税のみ）の雑損控除（所得控除）が適用となり、税額が減少となる場合があります。

●申請に必要な書類

- ①減免申請書（税務課に用意してあります）
- ②課税決定通知及び納付書（特別徴

収（給与天引き）の方は課税決定通知のみ）

- ③被害を受けたことにより、受け取る保険金などの金額が分かるもの
- ④印鑑

●申請時期

減免の申請は、課税決定通知などが届いてから申請してください。

なお、課税決定通知が届く時期は納付の方法により異なります。

○特別徴収（給与から天引きにより納付）の場合

↓5月下旬から6月中旬に勤務先から配付を受けます。

○普通徴収（個人が市役所などで直接納付）の場合

↓6月15日以降に郵便で個人別に郵送します。

※詳細については、左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

税務課市民税係
TEL (23) 8725

国税、県税の取り扱い

このたびの大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。

また、県税についても、被害を受けた方の申請に基づき、法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税などで特例措置を受けられる場合があります。

詳しくは、左記の税務署または県税事務所までお問い合わせください。

■問い合わせ

大田原税務署
TEL (22) 3115

大田原県税事務所課税課
TEL (23) 4172

東日本大震災に伴う市の制度融資

市では、中小零細企業の経営の安定や成長を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達することができるよう融資制度を設けています。

このたび、東日本大震災の影響などを考慮し、次の対策を実施します。

- 期間 6月1日（水）～平成24年3月30日（金）

1 市制度融資の借換ができます

中小企業者事業資金（市制度融資）の既存貸付残額を新規融資により借り換えることができます。借換は、毎月の返済額の減額や複数融資のまとめに有効な方法です。

- 借換が可能な資金
- 市制度融資資金・小口・設備・特別小口零細企業資金

※創業支援資金は借換ができません。

- 借り換えるための資金
- 小口資金（1件につき500万円以内）

○対象者

市制度融資資金の既存融資がある方で、借換により健全な事業活動の維持を図ることができる中小企業者。

○「借換」の条件

- ・据置期間にある貸付は対象外です。
- ・責任共有制度対象の貸付を責任共有制度対象外の貸付で借り換えることはできません。
- ・借り換えをする元の資金に延滞がある場合は、借り換えをする資金に新たに借り入れる資金を加えて借換はできません。

2 市制度融資の融資期間延長ができます

現在の融資規則で定める融資期間を超えて3年以内に限り、取扱金融機関・信用保証協会が認めた期間

- 対象
- 市制度融資の全資金
- 延長期間

3 特別小口零細企業資金も利子補給金の対象とします

これまで小口資金・設備資金を利用した方のみが対象でしたが、特別小口零細企業資金も利子の補給が受けられるようになります。補給金額は融資額の1%または支払った利子額の少ない金額です。（同一中小企業者は1年度につき1融資についてのみ）

※融資の借換および融資期間の延長の可否については、取扱金融機関・信用保証協会の審査があります。

※お申し込みは市内の銀行、信用金庫、信用組合へご相談ください。

■問い合わせ

商工観光課事業振興係
TEL (23) 8709